

保社第584号
令和2年3月16日

社会福祉法人恵徳会 理事長

福岡市長 高島 宗一郎
(保健福祉局高齢社会部高齢社会政策課)



社会福祉法人等指導監査の結果について（通知）

本市の保健福祉行政の推進について、日頃から御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、令和元年12月18日（水）に、特別養護老人ホームなどの国を対象とする社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第70条等に基づく指導監査を実施した結果、別紙のとおり改善を要する事項がありましたので、通知します。なお、指摘事項に事実誤認等があれば、速やかにお知らせください。

記

- 1 評価区分Aに該当する事項は、ありませんでした。
- 2 評価区分Bの事項については、改善時期及び具体的な改善状況を別紙様式に記載し、改善状況を証する書類（写し可）を添付のうえ、令和2年5月15日（金）までに報告してください。
- 3 その他、現地において指示いたしました事項（評価区分Cの事項）については、確実に是正改善をお願いします。

〔参考〕指導監査事項の評価区分について

評価区分	説明	指導形態	改善報告
A	1 福祉関係法令又は通知等に明らかに違反しており、社会福祉事業等の経営に重大な支障が生じている又は生じるおそれがあり、改善を必要とする場合 2 社会福祉事業等の経営の根幹に関わる事項であり、改善を必要とする場合	文書	要 (文書)
B	1 福祉関係法令又は通知等に照らして不備があり、社会福祉事業等の経営に支障が生じている又は生じるおそれがあり、改善を必要とする場合 2 社会福祉事業等の経営に関わる事項であり、改善を必要とする場合	文書	要 (文書)
C	評価区分のA又はBには該当しないが、改善を必要とする場合	口頭	不要

- 評価区分の決定にあたっては、各評価区分の説明欄に示す内容により取り扱うこととしますが、違反や不備に至った経緯、背景や、指導を行った時点の施設の対応状況等を勘案して決定する場合があります。
- 前回指導したにもかかわらず、改善されていない場合は、上位の評価区分とする場合があります。
- 評価区分Aの改善指示事項（要約）及び改善状況を福岡市のホームページで公表します。

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

法人名 社会福祉法人恵徳会
理事長

印

社会福祉法人等指導監査の改善状況について (報告)

令和2年3月16日付、保社第584号により通知を受けた指導監査事項について、別紙により改善状況を報告します。

○評価区分B

指 示 事 項	改善時期・是正改善状況・結果等
<p>○ 施設運営 (入所者処遇を除く)</p> <p>1. 苦情解決の仕組みについて 苦情解決結果の公表については、個人情報に関するものを除き、インターネットを活用した方法のほか、「事業報告書」や「広報誌」等に実績を掲載してください。 ※平成30年度監査の指導事項(評価区分B)でもあります。</p> <p>2. 規程の整備、運用について (1) 休日勤務手当が少なく支給されている職員がいました。 不足額を追加支給してください。</p> <p>(2) 「時間単位の年次有給休暇に関する協定書」について、第3条(1日分の年次有給休暇に相当する時間単位年休)に8時間以外も定め、再度締結してください。</p> <p>3. 労働基準法等の遵守について 職場におけるセクシャルハラスメント防止のために、相談窓口を設ける等、必要な措置を講じてください。</p>	<p>令和1年度の事業報告書に苦情の件数及び対応等の実績を明記し、ホームページ等で広く公表します。</p> <p>休日勤務手当を再計算し、3月分給与にて不足額(141円)を対象職員へ追加支給します。</p> <p>1日分の年次有給休暇に相当する時間単位年休について、8時間以外の時間帯を定め、令和2年4月1日より新たに協定書を締結します。</p> <p>令和2年4月1日より、法人事務局に各種ハラスメントに関する相談窓口を設けることとします。</p>

○評価区分B

指 示 事 項	改善時期・是正改善状況・結果等
<p>○ 経理（財務管理）</p> <p>1. 経理事務処理について</p> <p>「特別養護老人ホームなの国」サービス区分から「ケアプランサービスセンターなのくに」サービス区分へ貸し付けている資金は、貸し付けた年度内に補填する必要があります。</p> <p>令和元年度決算で、貸し付けた資金の全額を戻し入れてください。(3,300,000円の貸付あり。)</p> <p>※平成30年度監査の指導事項(評価区分B)でもあります。</p>	<p>令和2年3月31日にショートステイなのくにより資金(3,300,000円)をケアプランセンターなのくにへ長期貸付を行い、その原資をもって特別養護老人ホームなの国へ戻し入れを行います。</p>

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

法人名 社会福祉法人

理事長 印

施設名

令和元年度 指定介護老人福祉施設・指定（介護予防）短期入所生活介護事業所における
指導事項等の改善状況について（報告）

令和2年3月16日付け保指第1310号により通知を受けた指摘事項等について、
別紙のとおり改善状況を報告します。

改善報告書

福岡市長 宛

施設名 (特別養護老人ホーム なの国)

指摘事項 及び 指導事項	改善内容		
	時期 (年月)	方法	添付書類 番号
1. 指摘事項 (1) 療養食加算 (特養) 腎臓病及び心臓疾患に対する減塩食は、 各日、塩分総量 6.0g 未満としてください。	令和2年1月	今後、塩分総量6.0g 未満の 計算根拠としての、(日別) 栄養価集計表を監査当日に 準備します。	
2. 指導事項 (1) 口腔衛生管理体制加算 (特養) 口腔ケアにかかる技術的助言及び指導 は月1回以上、介護職員に対して実施した ことが分かるように記録を残してください。	令和2年1月	訪問歯科医からの口腔ケアに 対する技術的助言等に対し、 指導を受けた介護職が記名 押印及び日時を記入し記録を 残します。	

- ※ 改善方法は具体的に記入すること。
- ※ 既に改善したものは、改善したことを証する書類を添付すること。
- ※ 過誤調整を行ったものは、過誤処理依頼書の写し等を添付すること。